

令和3年度児童生徒問題行動等調査に係る本県の公立学校の状況について

1 不登校について

(1) 本県公立学校の不登校児童生徒数の増減及び不登校の要因等

	小学校	中学校	高等学校
令和 元年度	294人	812人	398人
1,000人当たりの不登校児童生徒数	6.6人	38.4人	19.2人
令和 2 年度	367人	849人	421人
1,000人当たりの不登校児童生徒数	8.3人	40.0人	21.4人
令和3年度	587人	1007人	492人
1,000人当たりの不登校児童生徒数	13.6人	47.3人	26.0人
増減（令和2年度比）	+220人	+158人	+71人

○不登校児童生徒数が、すべての校種で増加

生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として考えられる。

[小学校]

- ・1,000人当たりの不登校児童数は、前年度の8.3人から13.6人に増加した。その主な要因は「無気力、不安」、「親子の関わり方」等があげられる。

[中学校]

- ・1,000人当たりの不登校生徒数は、前年度の40.0人から47.3人に増加した。その主な要因は「無気力、不安」、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」等があげられる。

[高等学校]

- ・1,000人当たりの不登校生徒数は、前年度の21.4人から26.0人に増加した。その主な要因は「無気力、不安」、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」等があげられる。

(2) 不登校に対する主たる取組

○「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」の活用

- ・各学校では、欠席しがちな児童生徒の情報をシートに集約し、ケース会議等で活用することにより、早い段階で組織的な対応ができるよう取り組んだ。
- ・教育相談主事等が、担当地域の市町村教育委員会を訪問し、担当指導主事等とシートをもとに支援策等について継続的に協議を行った。

○「不登校問題対応の手引き」及び「不登校対応基本マニュアル」の活用を徹底

- ・本手引きをもとに、すべての学校を対象とした研修を実施し、不登校の早期発見・早期対応の徹底を図った。

○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・不登校児童生徒支援員・訪問支援員の配置

- ・スクールカウンセラーを小学校159校、中学校112校、義務教育学校1校、高等学校46校、特別支援学校10校に配置した。小学校・中学校の未配置校については、拠点校からスクールカウンセラーを派遣し、全ての小学校・中学校に対応した。また、適応指導教室への配置も行った。
- ・スクールソーシャルワーカーを29市町村（独自配置をしている和歌山市を除く。）、高等学校17校に配置した。
- ・不登校児童生徒支援員を22市町の小学校・中学校に配置し、欠席しがちな児童生徒や教室に入りづらい児童生徒の学習支援等を行った。
- ・訪問支援員を14市町の小学校・中学校に配置し、欠席しがちな児童生徒にタブレット端末等を使った学習支援等を行った。

4 暴力行為について

(1) 本県公立学校の暴力行為発生件数の増減及び暴力行為の要因等

小学校	暴力行為	暴力行為の内訳			
		対教師暴力	生徒間暴力	対人暴力	器物破損
令和 元年度 1,000人当たりの発生件数	97件 2.2件	22件 0.5件	51件 1.2件	0件 0件	24件 0.5件
令和 2年度 1,000人当たりの発生件数	65件 1.5件	8件 0.2件	41件 0.9件	0件 0件	16件 0.4件
令和 3年度 1,000人当たりの発生件数	105件 2.4件	18件 0.4件	76件 1.7件	1件 0.1件	10件 0.2件
増減(令和2年度比)	+40件	+10件	+35件	+1件	-6件

中学校	暴力行為	暴力行為の内訳			
		対教師暴力	生徒間暴力	対人暴力	器物破損
令和 元年度 1,000人当たりの発生件数	186件 8.8件	26件 1.2件	94件 4.4件	4件 0.2件	62件 2.9件
令和 2年度 1,000人当たりの発生件数	142件 6.7件	16件 0.8件	58件 2.7件	4件 0.2件	64件 3.0件
令和 3年度 1,000人当たりの発生件数	183件 8.6件	31件 1.5件	97件 4.6件	3件 0.1件	52件 2.4件
増減(令和2年度比)	+41件	+15件	+39件	-1件	-12件

高等学校	暴力行為	暴力行為の内訳			
		対教師暴力	生徒間暴力	対人暴力	器物破損
令和 元年度 1,000人当たりの発生件数	52件 2.3件	4件 0.2件	36件 1.6件	2件 0.1件	10件 0.4件
令和 2年度 1,000人当たりの発生件数	50件 2.4件	3件 0.1件	35件 1.7件	1件 0.1件	11件 0.5件
令和 3年度 1,000人当たりの発生件数	39件 1.9件	3件 0.1件	25件 1.2件	1件 0.1件	10件 0.5件
増減(令和2年度比)	-11件	±0件	-10件	±0件	-1件

○暴力行為の発生件数は、小学校・中学校で増加、高等学校で減少

小学校・中学校では、新型コロナウイルス感染症の影響から、ストレスを抱える児童生徒が増えたことや、学校活動が徐々に再開されたことにより接触の機会が、増加したことでも要因の一因となっていると考えられる。

[小学校]

- ・暴力行為の発生件数は65件から105件に増加し、1,000人当たりの発生件数は、1.5件から2.4件に増加した。特に「生徒間暴力」が増加している。

[中学校]

- ・暴力行為の発生件数は142件から183件に増加し、1,000人当たりの発生件数は、6.7件から8.6件に増加した。特に「生徒間暴力」が増加している。

[高等学校]

- ・暴力行為の発生件数は50件から39件に減少し、1,000人当たりの発生件数は、2.4件から1.9件に減少した。特に「生徒間暴力」が減少している。

2 いじめについて

(1) 本県公立学校のいじめの認知件数の増減及びいじめの態様等

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
令和 元年度	5,723件	505件	134件	26件
1,000人当たりの認知件数	129.1件	23.9件	6.0件	18.4件
令和 2年度	4,755件	353件	76件	21件
1,000人当たりの認知件数	108.1件	16.7件	3.9件	14.3件
令和 3年度	5,197件	323件	66件	18件
1,000人当たりの認知件数	120.4件	15.2件	3.5件	12.1件
増減（令和2年度比）	+442件	-30件	-10件	-3件

○いじめの認知件数が、小学校で増加、小学校以外の校種で減少

新型コロナウイルス感染症の影響が続き、感染を予防しながらの生活となつたが、部活動や学校行事等の様々な活動が、徐々に再開されたことにより接触の機会も増加したことや、いじめ問題対応マニュアルを活用した早期の対応が進んだことにより、いじめの認知件数が増加したと考えられる。

[小学校]

- ・1,000人当たりの認知件数は、108.1件から120.4件に増加した。主ないじめの態様は「冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われた。」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれた。」等があげられる。

[中学校]

- ・1,000人当たりの認知件数は、16.7件から15.2件に減少した。主ないじめの態様は「冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われた。」、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされた。」等があげられる。

[高等学校]

- ・1,000人当たりの認知件数は、3.9件から3.5件に減少した。主ないじめの態様は「冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われた。」、「パソコンや携帯電話で、ひぼう・中傷や嫌なことをされた。」等があげられる。

[特別支援学校]

- ・1,000人当たりの認知件数は、14.3件から12.1件に減少した。主ないじめの態様は「冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われた。」「仲間はずれ、集団による無視をされる。」等があげられる。

(2) いじめ問題に対する主たる取組

○「いじめ問題対応マニュアル」の活用といじめの認知の徹底、解消に向けた組織的な対応

- ・生徒指導研究協議会や生徒指導部長会議で、マニュアルの活用方法について研修を行い、校内研修において教職員にその内容を周知徹底した。

*解消率（国・公・私立学校）87.1%、全国7位

○いじめアンケートの徹底（公立学校の実施率100%）

- ・いじめアンケートの実施を徹底し、面談を行うなど、きめ細かく児童生徒の実態把握につとめ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応につなげた。

○新型コロナウイルス感染症を理由とする差別や偏見の防止に向けた取組の推進

- ・和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例の制定等を踏まえ、すべての公立学校において、児童生徒が正しい知識を学び、差別や偏見、いじめの防止等について考える機会を設ける等、人権意識を高める取組を行うよう周知した。

○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー配置の充実

- ・スクールカウンセラーを小学校159校、中学校112校、義務教育学校1校、高等学校46校、特別支援学校10校に配置した。
- ・スクールソーシャルワーカーを29市町村と高等学校17校に配置した。

○安全・安心な魅力ある学級づくりの研究

- ・いじめの未然防止・再発防止の方策を見いだし、いじめ問題の本質的な解消を目的に、小学校教員を対象とした研究を実施した。

○道徳教育の充実

- ・「いじめ」等をテーマにした教材を収録している本県独自の道徳教科書「心のとびら（小学校）」「希望へのかけはし（中学校）」を活用し、「思いやり」「規範意識」「生命を尊重する心」等の道徳性を醸成する取組を行った。

○SNS等を活用した相談窓口での対応

- ・LINEを活用した教育相談体制の充実を図り、児童生徒の悩みや相談に応じ、迅速にその解決に取り組んだ。

○ネットトラブルに係る取組

- ・青少年・男女共同参画課と連携し、ネットパトロールからの情報を市町村教育委員会や学校に伝え、ネットいじめの未然防止、早期発見・早期対応につなげた。

○学校支援ソーターの活用

- ・県警察本部少年課と連携し、問題行動等の課題を抱える中学校に対して、学校支援ソーター（警察関係者）を派遣した。

（3）本県におけるいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数について

- | | |
|-----------------|---------------|
| ・「重大事態」が発生した学校数 | 本県 2校（全国645校） |
| ・「重大事態」が発生した件数 | 本県 2件（全国705件） |

3 中途退学について

（1）本県公立高等学校の中途退学者数の増減及び中途退学の要因等

	高等学校	全日制	定時制	通信制
令和元年度 中途退学率	362人 1.6%	216人 1.1%	80人 1.1%	66人 4.4%
令和2年度 中途退学率	283人 1.3%	154人 0.8%	55人 8.4%	74人 5.2%
令和3年度 中途退学率	260人 1.3%	177人 1.0%	35人 5.6%	48人 3.5%
増減(令和2年度比)	-23人	+23人	-20人	-26人

[全日制]

- ・中途退学者数は154人から177人に増加し、中途退学率は0.8%から1.0%に増加した。中途退学の主な要因は、「学校生活・学業不適応」が多い。

[定時制]

- ・中途退学者数は55人から35人に減少し、中途退学率は8.4%から5.6%に減少した。中途退学の主な要因は、「就職を希望」等の進路変更が多い。

[通信制]

- ・中途退学者数は74人から48人に減少し、中途退学率は5.2%から3.5%に減少した。中途退学の主な要因は、在籍期間の規定から自主退学に当たるケースが多い。

5 今後の取組

(1) 各種マニュアルを活用した共通理解を進め、組織としての対応を徹底

○全ての教職員がいじめ、不登校等の未然防止や解消に向け、「いじめ問題対応マニュアル」や「不登校対応基本マニュアル」等に基づく対応を徹底することに加え、生徒指導提要改訂に伴い、必要に応じ各種マニュアルの部分改訂を進める。

○「累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」を活用し、教職員間の情報共有と的確なアセスメントを行う等、早期対応の取組を充実する。

○小学校、中学校、高等学校、特別支援学校それぞれの校種間の連携や情報共有を強化し、的確な情報を校内で共有し、早期対応に活かす。

○組織的対応がより確実に行われるよう、管理職を対象とした不登校対応の研修を拡充する。

(2) タスクフォース等の支援とチーム学校力の向上

○対応や対処が困難な事案について、弁護士・臨床心理士等の専門家で組織されたタスクフォース等を投入し、速やかな解決を図る。

○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを校内体制に組み入れ、チーム学校としての機能を強化し、ケース会議等における的確なアセスメントに基づく指導・支援を徹底する。

(3) 一人一人に応じた指導・支援の充実

○いじめ問題の本質的な解消や未然防止に向けて、「安全・安心な魅力ある学級づくりの研究」を拡充し、「いじめ」を生まない学級づくりを推進する。

○道徳教育の充実を図るために、引き続き、本県独自の道徳教科書「心のとびら（小学校）」「希望へのかけはし（中学校）」を活用した授業等、道徳性を醸成する取組を継続して行う。

○特別支援教育の視点を取り入れた授業方法の改善や学習支援、内省を促す特別指導等を充実する。

○学び直しの少人数学級や通信制教育等、多様な学び方が可能な高校教育の整備や、入学後の学科や課程間の柔軟な学籍異動等に着手する。

○適応状況調査等を活用し、生徒一人一人についての理解と学級集団の状態を把握し、いじめや不登校等の未然防止に努める。

○一人一台端末を活用し、児童生徒の健康状態や感情変化を可視化し、諸課題の早期対応につなげる。

(4) 関係機関との連携による切れ目ない支援の充実

○警察・青少年センター・児童相談所・医療機関やこども家庭相談センター等の関係機関と連携した支援の充実に努め、問題行動や虐待等の未然防止、早期発見・早期対応につなげる。

○県立高等学校や特別支援学校と「若者サポートステーション With You」との連携強化を図り、進路未決定者や在学中に不安や困難を抱える生徒への早期段階からの切れ目ない支援をさらに充実する。